

開業・経営承継支援資金

< 創業（開業） >

自らの経験・技術を活かして新たに事業を開始しようとする方等を支援する融資制度を実施しておりますので、御活用ください。

区分	創業（開業）型	創業無保証人型（新設）
融資対象となる方	<p>◆府内で新たに事業開始・分社化しようとする方（事業開始等から5年未満の方含む） （ただし、創業無保証人型の場合、個人開業の方は対象外、<u>税務申告1期未終了者は創業資金総額の1/10以上の自己資金が必要</u>）</p> <p><融資限度額拡大に係る追加要件></p> <p>① 府・市指定起業家育成セミナー等を修了した方（注） ② 商工会議所・商工会・地域ビジネスサポートセンターの経営支援を受けた方（注） ③ 府・市指定インキュベート施設に入居している方 ④ 事業資金について取扱金融機関からの独自融資での借入が決定している方 ⑤ 府・市との連携等のもとに保証協会が取り組む伴走支援を受けた方 ⑥ 市町村による認定特定創業支援等事業の支援を受けた方</p>	
融資限度額	<p>◆1,500万円、追加要件を満たした場合は、3,500万円 （*④の場合は取扱金融機関からの独自融資での借入額の範囲内） ※保証協会のスタートアップ創出促進保証及び創業関連特別保証利用可能額の範囲内（合算）</p>	
資金用途等	◆資金用途：運転資金・設備資金	◆返済方法：原則、元金均等月賦返済
融資期間	◆10年以内	
据置期間	◆必要に応じ、2年以内	◆必要に応じ、2年以内（④の場合又は保証申込時に既にプロパー残高がある場合は3年以内）
融資利率	◆年1.2%（固定金利）（④の場合は取扱金融機関が定める固定金利）	
信用保証料率	◆0.5%（一律）	◆0.7%（一律） <創業（開業）型に0.2%上乘せ>
保証人	◆保証協会の信用保証が必要 ◆連帯保証人は、必要に応じて徴求する（ただし、法人代表者（組合の場合は代表理事）以外の連帯保証人は原則徴求しない）。	◆保証協会の信用保証が必要 ◆連帯保証人は不要
受付機関	<p>◆京都府・京都市制度融資取扱金融機関</p> <p>（京都銀行、南都銀行、滋賀銀行、関西みらい銀行、福邦銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫、京都北都信用金庫、近畿産業信用組合、京滋信用組合、三菱UFJ銀行、商工組合中央金庫）</p>	
融資実行後フォローアップ	◆融資が実行されてから3箇月後を目処に、商工会議所・商工会等による経営支援を受けていただきます（④、⑤を除く）。（必要に応じて、経営・営業・生産・技術等、様々な分野の専門家（有料となる場合もあり）も御紹介させていただきます。）	

（注）これから事業開始等しようという方については、セミナー修了・経営支援完了後3年以内に事業開始等を行うことが必要です。

※ 御利用にあたっては、金融機関及び保証協会の審査があり、御希望に添えない場合があります。